

第8章 知的財産を活用した新たな利益の創出のための方策

知的財産は、それが活用され、商品化、事業化されることにより初めてその目的を達成できることとなる。

また、知的財産を活用して新事業・新商品を創出していくことや、さらにはベンチャー企業²⁸を育成することが大いに期待されるとともに、企業の経営においては、知的財産の活用により得た収益が次の研究開発に再投資されることによって、知的創造サイクルを大きく回しながら成長を遂げていくことが可能となる。

「知的財産は活用されてこそ意味がある」との考えに基づき、本県では知的財産の専門家、コンサルタントの紹介やサポートによる知的財産権活用の各段階、各局面に応じたアドバイスを実施するなど、知的財産の活用のための各種の施策を実施していく。

知的財産の活用の例

自己実施	自社の特許を自社で実施する。そもそも知的財産の創出（研究開発）は自社での実施を目的に行われることが多く、また、自社で事業を独占できるために大きな利益が得られる。
他社にライセンス	自社で実施せずに、他社にライセンスを行う。ライセンス先を1社に限らない通常実施権と、1社のみに対して独占的に実施させる専用実施権がある。また、権利内容や、実施区域を制限してライセンスすることもある。
権利の譲渡	権利を他社に譲渡（売却）する。自ら実施する予定が無く、譲渡しても自社の事業に影響がない場合などに行われる。また、一時に譲渡の代金を得ることができる。
クロスライセンス	自社の知的財産と相手の知的財産を相互にライセンスしあう方法。相互にまとまった数の知的財産についてクロスライセンスすることも多い。1つの製品を作るのに多数のライセンスが必要となる製造業などで活用される。

28 ベンチャー企業 独自の技術やサービスを基に新たな市場の開拓を目指す企業。「ベンチャー」とは冒険、投機を意味し、リスクを伴いながらも成功への戦略を立てて果敢にチャレンジする企業をいう。

<p>パテントプール</p>	<p>1つの製品群に多数当事者の知的財産が関与しているような場合に、ライセンス手続の煩雑さを回避するために、窓口となる管理会社（団体）に関連する特許をプールし、ライセンスを一括管理する方法。</p>
----------------	---

1 事業化への支援

- ・ 事業者が取り組んでいる新事業のコアとなる事業計画と、その要素である技術・マーケティング等について、より成功可能性の高い事業計画へのブラッシュアップを支援し「もうかる仕組み作り」のサポートを行う。
- ・ 事業の立上げに不可欠なマーケティングやマネジメントのノウハウの習得のために、豊富な経験を持つビジネスプロデューサー等を講師に、少人数形式の実践的な講座を開催する。
- ・ 高度技術産学連携地域²⁹に蓄積されている技術シーズを活用して企業化しようとする中小企業に対し、商品開発等を促進するための支援を行う。
- ・ 成長が期待される産業分野については、分野を絞り込み支援を行う。特に自動車関連産業については、自動車メーカーの系列にかかわらず、関東圏・中部圏も含めた受発注の拡大、地域企業の技術力の底上げと高度化、人材の育成、研究開発推進等を行う。また、新エネルギー関連産業、健康福祉関連産業、マイクロテクノロジー産業については、東北大学をはじめ、多数の学術研究機関や試験研究機関等に蓄積されている高度な知識や技術の知的財産を有効に活用し、地域企業のものづくり基盤技術の高度化支援と世界をリードする先端技術の地域定着、産業化を促進する。
- ・ 宮城県内の大学等との連携による「KCみやぎ推進ネットワーク」(P. 39参照)をワンストップ窓口として、地域学術機関等が連携・協力し、技術相談、訪問支援、機器開放、研修会・セミナーの開催、技術交流会の開催等の技術的支援を行うことにより、先端技術の実用化支援から地域企業の基盤技術の高度化支援まで総合的な活動を行う。
- ・ 中小企業等が経営の多角化、新分野進出を行う場合、必要となる技術シーズの紹介、融資等各種制度の情報提供を行う。

²⁹ 高度技術産学連携地域 中小企業新事業活動促進法に基づき県が策定した「事業環境整備構想」において、高度技術の研究開発等を事業者と大学等の研究機関とが連携して行うことで、新たな事業活動の促進が見込まれる地域として指定している地域。具体的には、仙台市、大和町、大郷町、富谷町、大衡村の1市3町1村。

2 販路開拓等支援

- ・ 地域発の新商品を地方公共団体が随意契約で購入可能となる制度を活用し、事業者の新分野進出や販売促進を支援する。
- ・ 県産食材については、県の登録商標である「食材王国みやぎ」を活用した販売促進とブランド強化を関係団体や事業者と一体となって推進する。



商標第4813491号

3 観光キャッチフレーズとシンボルマーク商標の活用

- ・ 「みやぎ」の魅力を全国にアピールすることを目的に制定し、商標登録した観光キャッチフレーズ「スマイルあつたか宮城」「美味し国伊達な旅」と観光シンボルマークを、本県観光のアピールに活用することとしており、広くその周知と活用を図る。



商標第4475860号



商標第5075202号

4 地域の産業振興におけるシンボルマーク商標の活用

- ・ 県では、仙南地域から見える「みやぎ蔵王」を背景にした36カ所の絶景スポットである「みやぎ蔵王三十六景」のシンボルマークを商標登録し、仙南地域において「みやぎ蔵王三十六景」を活用したさまざまな観光、産業振興施策に取り組んでおり、このような地域の産業振興におけるシンボルマーク商標の活用を推進していく。



商標第5118004号

5 未利用特許の活用の促進

- 特許庁の調査によると、登録されている100万件にも及ぶ特許権のうち、3分の2は使われておらず、さらにその半数については許諾が可能（開放特許(P. 33参照)とすることが可能)とされている。企業においては、これらの未利用特許を有効に活用することで効率的な技術改善や新商品への展開が可能になることから、未利用特許の流通を推進する。
- 宮城県知的所有権センターの特許流通アドバイザーが県内企業を訪問し、開放特許(P. 33参照)の発掘やニーズの把握を行い、県外のネットワークも活用しつつ企業間の特許の利活用を推進する。
- 特許流通促進事業の一つとして、独立行政法人工業所有権情報・研修館が財団法人日本特許情報機構（Japio）へ委託・運営している特許流通データベースには数万件の開放特許(P. 33参照)が登録されており、広く流通が図られていることから、積極的な活用を促進する。

6 マッチング支援

- 新たなサービス、製品技術等を基にした事業展開を行う中小企業を対象に、多様なビジネスパートナー（ベンチャーキャピタル、金融機関、商社、メーカー等）との出会いの場を提供し、中小企業等が抱える課題の解決と、新たなビジネスチャンスの獲得をサポートする。
- 企業等との取引機会の拡大を図るため、展示会などの場において、本県を中心とした企業や大学関係者による工業製品や技術の展示・紹介を行う。
- 産学官研究成果発表会や、技術セミナーの開催、技術研究会の設置・運営など、企業との技術交流等を通じて、企業ニーズと研究シーズのマッチング支援を行う。
- 宮城県内の大学等との連携による「KCみやぎ推進ネットワーク」（P. 40参

照) が県内企業等のニーズと県内大学等シーズとのマッチング支援を行う。

7 インキュベート施設による事業展開の支援

- ベンチャー企業や県内中小企業の技術シーズの産業化を支援するため、産学連携の取組みが容易な大学隣接地域で共同研究をするための研究室や、試作・新製品の開発・小規模生産等を行うための試作開発型事業施設等を提供する（インテリジェント・コスモス研究機構，21世紀プラザ研究センター，あおばインキュベーションスクエア，T-biz（東北大学連携ビジネスインキュベータ）等）。

8 事業化に必要な資金の支援

- 知的財産を活用しての創業や，新技術・新製品の事業化を促進するため，必要となる資金の融通を図り，知的財産の事業化を資金面から支援する。
- 特許法，実用新案法又は意匠法に基づく設定登録を受けた技術を有する者が，その技術の実用化を図るため新たに事業を開始する場合，金融機関を通じて必要な資金の融資を行う。
- 他企業で利用されていない特許権，実用新案権又は半導体集積回路の回路配置利用権に係る技術を利用して新技術又は新製品の事業化を図る企業に対し，金融機関を通じて必要な資金の融資を行う。